

# JPNICにおけるIPv4アドレス移転の 対象範囲拡張について

2013年4月24日 第29回IPアドレス管理指定事業者連絡会

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)

IP事業部 川端宏生

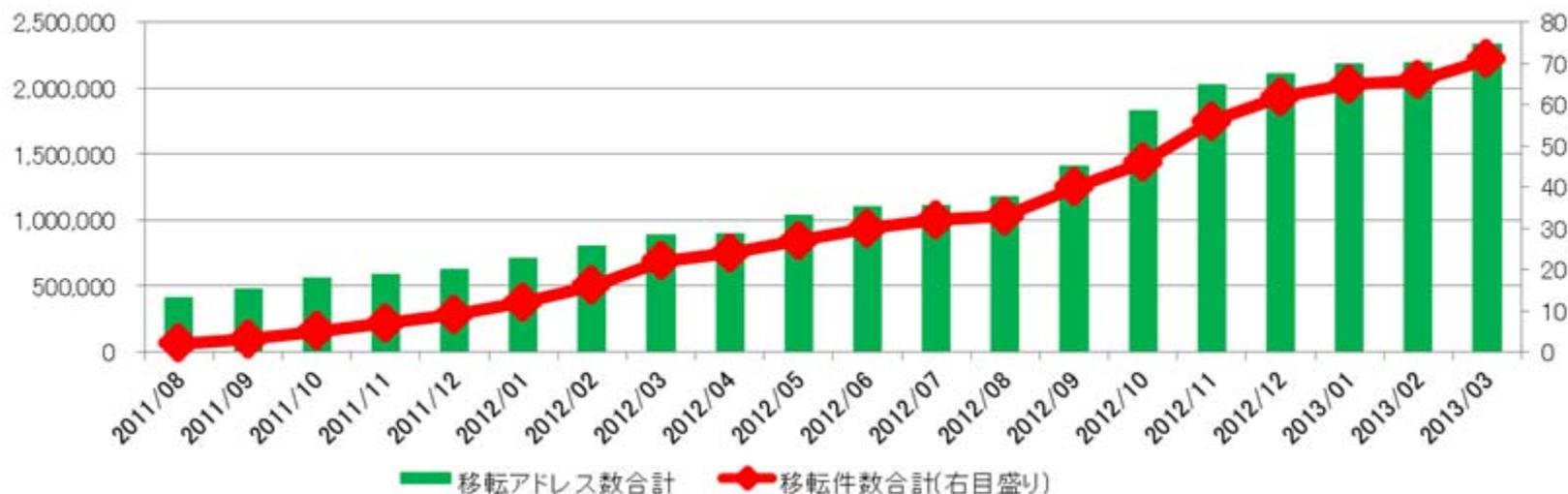
# 本日より紹介する内容

---

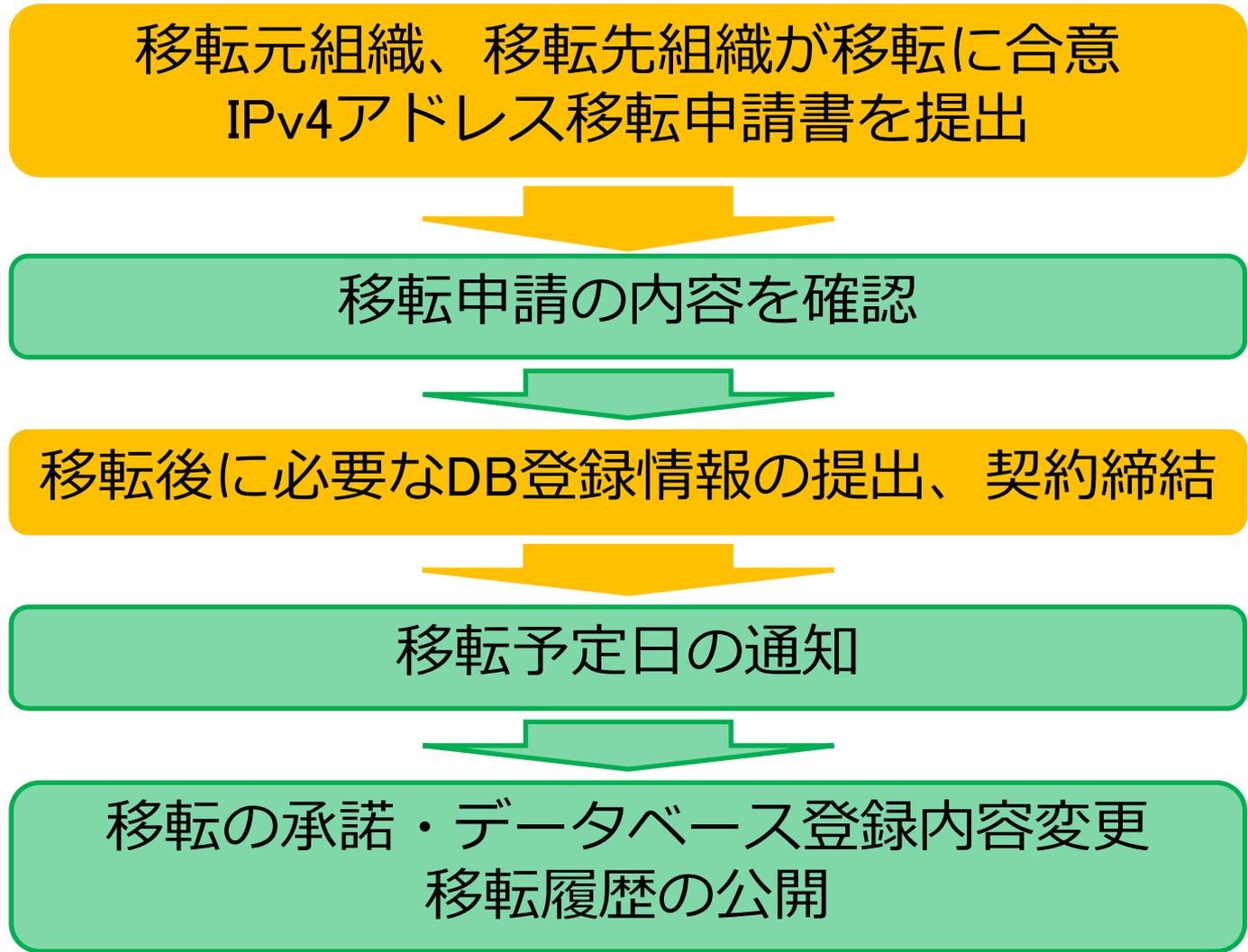
- ・ IPv4アドレス移転申請について
- ・ 6/3以降のIPv4アドレス移転申請について
  - ・ 移転可能アドレスサイズの通知について
  - ・ 移転手数料について
  - ・ 申請書類について
- ・ 申請に際してのご注意

# 現在のIPv4アドレス移転申請について

- ・ アドレスの分配先を別の組織に変更
  - ・ 合併や事業譲渡の際の手続きとは異なります
- ・ JPNICが管理するIPアドレスのみを対象
  - ・ 他レジストリとの移転はできません
- ・ 2011年8月より開始、71件の移転を実施



# 移転申請手続きの流れ



申請者

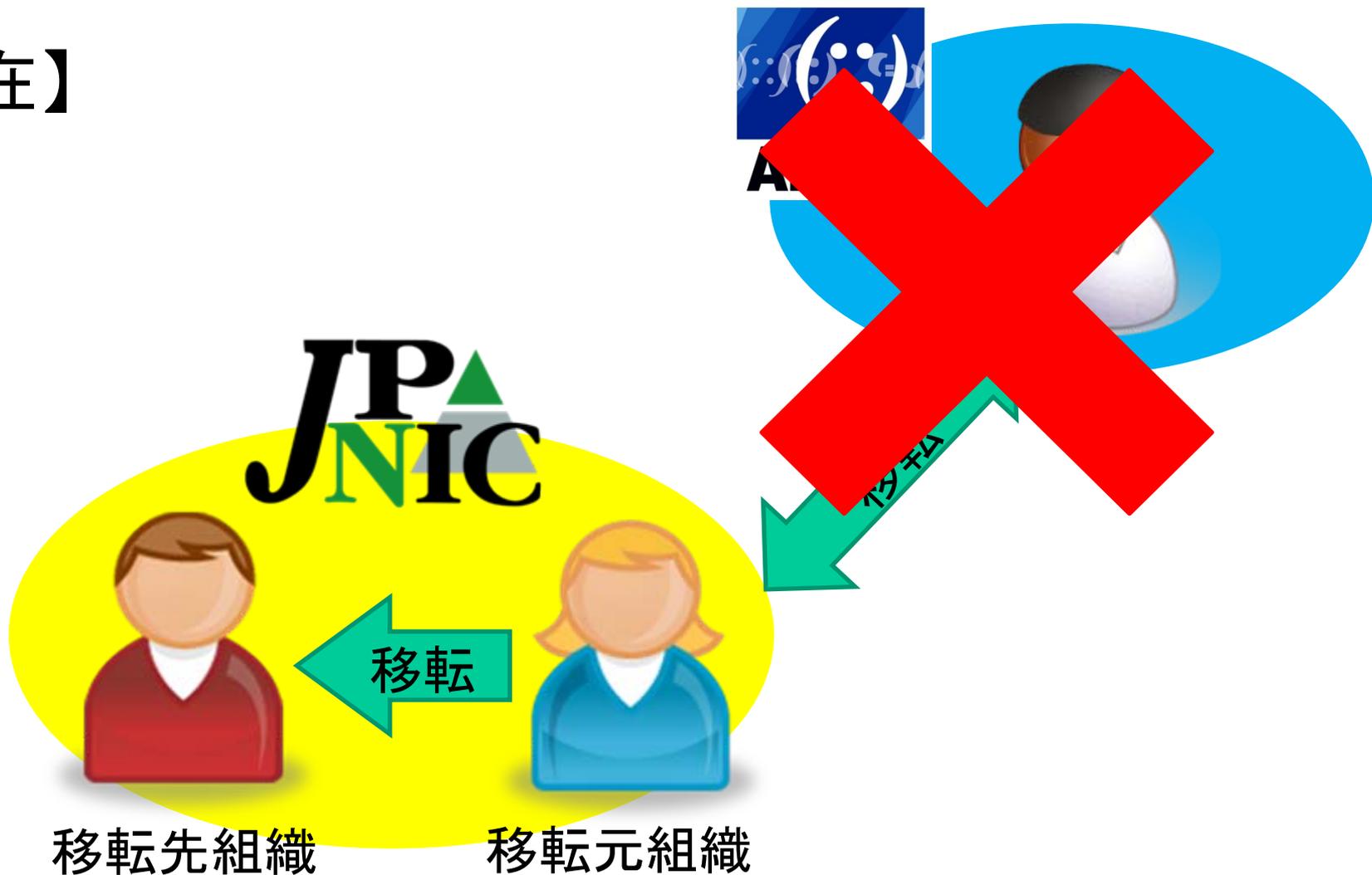
JPNIC

# 6/3以降のIPv4アドレス移転申請について

- ・ アドレスの分配先を別の組織に変更
  - ・ 合併や事業譲渡の際の手続きとは異なります
- ・ 他レジストリ管理下のIPアドレスも対象に追加
  - ・ 双方向の移転を認めるポリシーを施行しているレジストリのみを対象とします
  - ・ APNICおよびARINを予定
- ・ 必要となる手続きの追加
  - ・ 移転可能アドレスサイズの通知(該当者のみ)
  - ・ 移転手数料の支払い(該当者のみ)

# 現在のIPv4アドレス移転申請

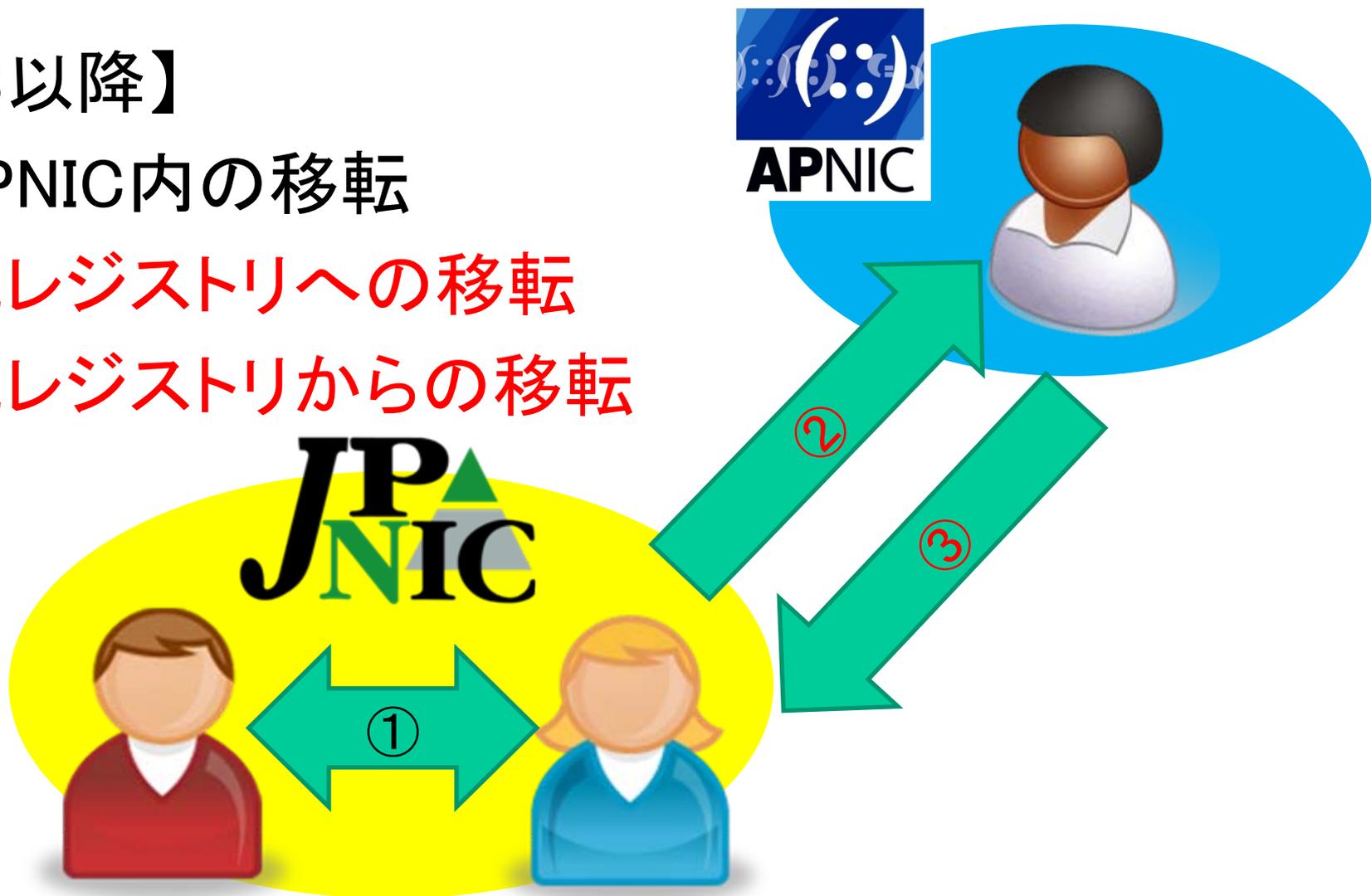
【現在】



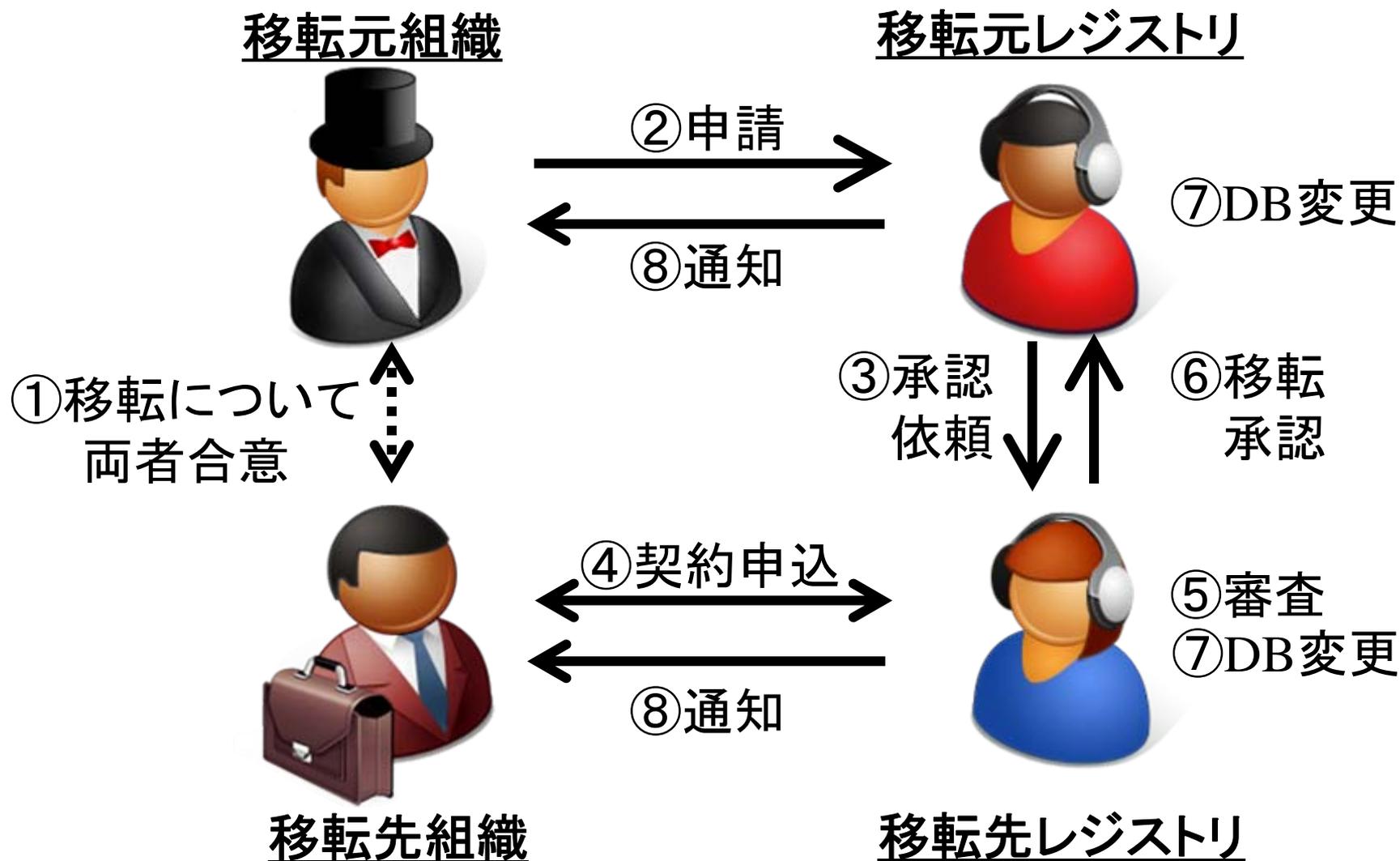
# 6/3以降のIPv4アドレス移転申請①

【6/3以降】

- ① JPNIC内の移転
- ② 他レジストリへの移転
- ③ 他レジストリからの移転



# 6/3以降のIPv4アドレス移転申請②



# 6/3以降の移転申請手続きの流れ

移転可能アドレスの通知を受ける(該当者のみ)

申請者

移転元組織、移転先組織が移転に合意  
IPv4アドレス移転申請書を提出

JPNIC

移転申請の内容を確認

DB登録情報提出、契約締結  
移転手数料支払(該当者のみ)

移転予定日の通知

移転承諾・DB変更・移転履歴公開

# 移転可能アドレスサイズの通知について①

- ・ 以下のケースの際に必要です
  - ・ 「③他レジストリからの移転申請」を行う前
  - ・ 過去に行われた「③他レジストリからの移転申請」によって、JPNIC管理下となったアドレスについて「①JPNIC内の移転申請」を行う前
  - ・ 不明の場合には、IPアドレス担当までお問い合わせください
- ・ 現時点で移転申請の予定がない場合にも、あらかじめ通知を受けておくことができます
  - ・ 通知内容は、通知日から**2年間**有効です

# 移転可能アドレスサイズの通知について②

- ・ 申請から**最大2年後までの需要予測**を元に、  
移転可能アドレスサイズを決定します
  - ・ 申請の際には、これまでのIPv4割り振り申請と同様の情報を確認します
- ・ Web申請システムから、**IPv4割り振り申請**行ってください
  - ・ 備考欄に移転可能アドレスサイズの通知を希望する旨を記載してください

# 移転手数料について

- ・ 移転申請1件につき：**84,000円(税込)**
- ・ 事前に移転可能アドレスサイズの通知を受け  
る必要のある移転申請が対象です
  - ・ ③他レジストリからの移転申請
  - ・ 過去に行われた「③他レジストリからの移転申請」  
によって、JPNIC管理下となったアドレスについて  
の「①JPNIC内の移転申請」
- ・ 手数料の入金確認後に、移転予定日を通知し  
ます

# 申請書類と手続きについて

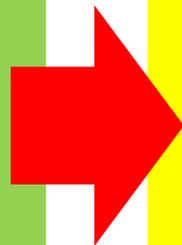
		①JPNIC内移転	②他レジストリへの移転	③他レジストリからの移転
移転可能アドレスサイズの通知		△ (一部のみ)	—	○
IPv4アドレス移転申請書		○	○	○
印鑑証明書	移転元組織	○	○	—
	移転先組織	○	—	○
移転手数料の支払		△ (一部のみ)	—	○

# ドキュメントの改定について

- ・ 対象範囲の拡張に伴い、手続き等を定めた JPNIC 文書を改定します
  - ・ 対象の文書「IPv4アドレス移転申請手続き」

## 現行(1種類)

- ・ JPNIC内の移転用



## 改定後(3種類)

- ・ JPNIC内の移転用
- ・ 他レジストリへの移転用
- ・ 他レジストリからの移転用

- ・ 下記Webページにて公開予定
  - ・ 2013年6月3日から有効となるJPNIC公開文書
  - ・ <https://www.nic.ad.jp/ja/ip/doc/20130603.html>

# 移転申請に際してのご注意

---

- ・ 他レジストリとの移転については、以下の点にもご注意ください
  - ・ 該当のレジストリとの契約締結・解約などの手続きは申請者自身が行ってください
    - ・ 該当のレジストリで所定の審査が行われます
  - ・ 該当のレジストリに対して、(JPNICからご請求する以外の)費用の支払が必要となる場合があります
    - ・ 費用の有無は該当のレジストリにご確認ください